

米子境港都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の用途に供する

建築物の敷地の位置に係る件について

産業廃棄物処理施設の概要

申請者	敷地の位置	敷地の面積	備 考
有限会社 サクセス 代表取締役 永塚 優	鳥取県米子市大篠津町 3220,3221,3222,3223, 3224,3225,3225-3 (都市計画の区域区分) (市街化区域) (工業専用地域)	3,280.46 m ²	[施設の概要] ○主な施設(工作物) 破碎機 ○ 処理能力 640t/日 〈施設内訳〉 ①一次破碎機：640t/日 ②二次破碎機：384t/日 ※ ①②は連動したもので、①の処理能力以上では処理できないため、施設全体の処理能力は①によるものです。 ○ 取扱品目 [破碎施設で処理する種類] がれき類 (コンクリート) ○ 稼働時間及び休日 稼働時間 8:00～12:00 及び 13:00～17:00 休 日 日曜日、祝日 第2土曜日、第4土曜日 盆4日、正月7日

理由

当該申請位置は、米子境港都市計画区域の工業専用地域内に位置しています。当該申請内容は、移動式一次破碎機及び固定式二次破碎機を共に固定式として、産業廃棄物（がれき類）を再生砕石に中間処理する施設を設置するものです。

このことは、建築基準法第51条中の「その他政令で定める処理施設」に該当し、当該処理施設（工作物）について規定している同法第88条第2項の規定により、第51条が準用されるものです。

その結果、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となるため、本都市計画審議会の議を経るものです。

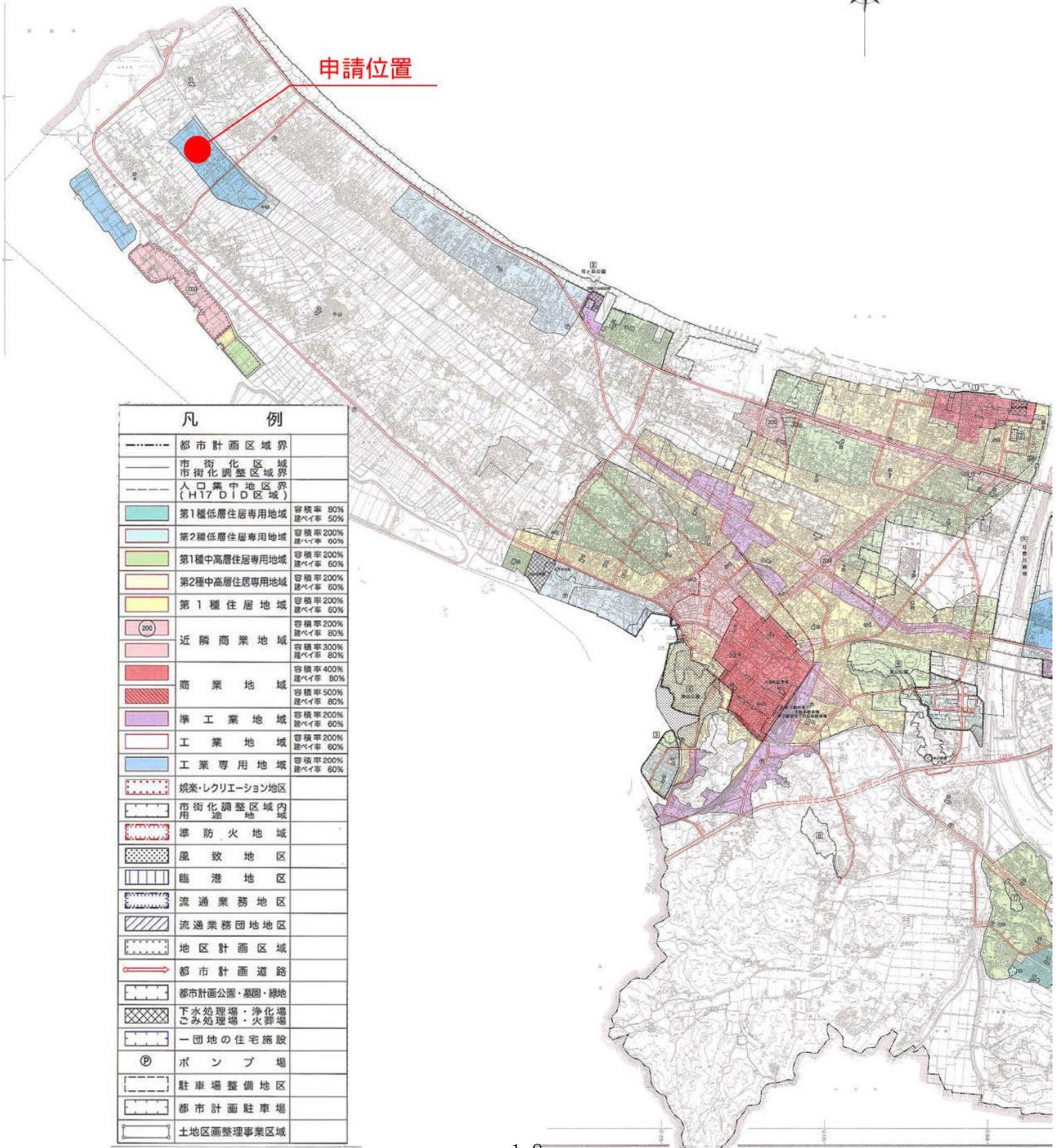
根拠法令

建築基準法第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

* その他政令で定める処理施設・・・産業廃棄物処理施設（建築基準法施行令第130条の2の2）
 [がれき類の破碎施設・・・5t/日を越えるもの]

位置図



申請位置

凡 例	
---	都市計画区域界
---	市街化区域界
---	市街化調整区域界 (H17 DID区域)
■	第1種低層住居専用地域 容積率 80% 建ぺい率 50%
■	第2種低層住居専用地域 容積率 200% 建ぺい率 60%
■	第1種中高層住居専用地域 容積率 200% 建ぺい率 60%
■	第2種中高層住居専用地域 容積率 200% 建ぺい率 60%
■	第1種住居地域 容積率 200% 建ぺい率 60%
○	近隣商業地域 容積率 200% 建ぺい率 80%
■	商業地域 容積率 300% 建ぺい率 80%
■	商業地域 容積率 400% 建ぺい率 80%
■	商業地域 容積率 500% 建ぺい率 80%
■	準工業地域 容積率 200% 建ぺい率 60%
■	工業地域 容積率 200% 建ぺい率 60%
■	工業専用地域 容積率 200% 建ぺい率 60%
■	娯楽・レクリエーション地区
■	市街化調整区域内 用途地域
■	準防火地域
■	風致地区
■	臨港地区
■	流通業務地区
■	流通業務団地地区
■	地区計画区域
→	都市計画道路
■	都市計画公園・墓園・緑地
■	下水処理場・浄化場 ごみ処理場・火葬場
■	一団地の住宅施設
Ⓟ	ポンプ場
■	駐車場整備地区
■	都市計画駐車場
■	土地区画整理事業区域